



品質管理のシステムに関する質問書

(品質管理実施状況の報告書の添付資料)

	監査事務所コード	
監査事務所名		
代表者名		

* 監査事務所コードはレビューア-が記入します。

質問項目	関係規定等	回答欄			
		YES	NO	N/A	
A. 品質管理の全般的体制					
1	(品質管理のシステムの整備、運用) 監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、最新の職業的専門家としての基準及び法令等に準拠した品質管理のシステムを整備し、運用していますか。 ・ 品質管理に関する責任 ・ 職業倫理及び独立性 ・ 監査契約の新規の締結及び更新 ・ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任 ・ 業務の実施 ・ 品質管理のシステムの監視 (参考)中小事務所等施策調査会研究資料第1号「監査の品質管理規程の例示について」	品1(4)			
2	(監査業務に係る方針と手続の伝達) すべての監査実施者(監査責任者、補助者(非常勤者を含む。))(以下同じ。)に品質管理のシステムを構成する監査業務に係る方針と手続を周知・徹底していますか。	品1(12)			
3	(最高経営責任者等の責任) 品質管理規程等には、最高経営責任者等が、監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うことが明確になっていますか。	品1(13)			
B. 職業倫理及び独立性					
4	(監査実施者の独立性) 独立性の保持が要求されるすべての監査実施者及び審査担当者から倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」に準じた独立性の確認書を、少なくとも年に一度入手していますか。	法24 法34の11 品1(25)(26)			
5	(単独監査の禁止) 個人事務所においては、公認会計士法上の大会社等について、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として監査業務に従事することになっていますか。	法24の4			
6	(報酬依存割合が高い場合の対応) 会計事務所等の収入合計の50%を超えて特定の依頼人及び依頼人の関連企業等からの収入に依存する場合、倫理規則の「概念的枠組み(フレームワーク・アプローチ)に基づき、依存割合を軽減する措置等を講ずること	倫16(6、7) 指針107 倫委2(9)			



質問項目	関係規定等	回答欄		
		YES	NO	N/A
7 (非監査証明業務の受嘱) 監査証明業務を行っている大会社等の非監査証明業務を受嘱する場合、 同時提供禁止業務に該当するか否かを検討していますか。	法24の2 法34の11の2 利府5 倫16(5)			
8 (大会社等の主要な担当者のローテーション) 大会社等の監査業務については、監査責任者、それと同程度以上に実質 的な関与をしている補助者及び審査担当者(委託審査等をする者を含 む。)に対して、倫理規則等で定める一定のローテーションを義務付けてい ますか。	法24の3 法34の11の3 品1(27)			
9 (就職制限) 監査責任者が、関与した会計期間及び翌会計期間の終了する日までの間 は、当該監査対象会社の取締役、監査役等に就任することを制限してい ますか。	法28の2 法34の14の2			
C. 監査契約の新規の締結及び更新				
10 (監査契約の新規の締結及び更新) 監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否 かを決める場合に、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する事項 を文書化していますか。	品1(29)			
11 (利益相反関係) 監査契約を新規に締結することにより利益相反関係を生じさせるか、又は その可能性が有るかどうかにについて検討していますか。	品1(33)			
12 (監査契約書) 法規委員会研究報告第3号「監査及びレビュー等関連業務の契約書作成 について」付録に準じた監査契約書(最新の監査約款を含む。)を作成し ていますか。				
D. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任				
13 (CPE履修状況の管理) 日本公認会計士協会が実施するCPEプログラムについて、すべての監査 実施者の履修状況(職業倫理4単位以上、監査の品質管理4単位以上を 含む1事業年度40単位以上)を管理していますか。	会116 継規3 法28 研府1			
E. 業務の実施				
14 (監査計画の策定) 監査・保証実務委員会研究報告第19号「重要な虚偽表示のリスクの評価手 法」の様式例等を参考にして、監査計画の策定のための監査調書を作成し ていますか。 ・ 監査計画立案のための重要性の基準値の決定(重要性の基準値の決 定に際して用いた過年度の財務諸表数値又は当年度の予算に基づく 財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績との間に大きな乖離が 生じている場合の必要に応じた改訂を含む。) ・ リスク評価手続(質問、分析、閲覧等)の実施 ・ 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 ・ 重要な虚偽表示のリスク(特別な検討を必要とするリスク、実証手続の みでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクを含む。)の評価 ・ リスク対応手続(運用評価手続、実証手続)の決定 (参考)東京会研究報告書(中間報告書)「リスク・アプローチによる監査の手	基5(5) 基27(9、10、14 ~16) 基29(116) 基30(72)			



質問項目		関係規定等	回答欄		
			YES	NO	N/A
	引(監査基準に準拠した監査の手引)				
15	(経営者への質問) 内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するために、経営者(代表取締役等)やその他の企業構成員への質問を実施していますか(不正及び誤謬に起因する財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性を含む。)	基10(17) 基29(7、9) 基34(6)			
16	(ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示のリスクの評価) IT特有のリスクに企業がどのように対応しているかを理解し、ITを利用した情報システムに関するリスク評価手続を実施していますか。	基29(87)			
17	(補助者に対する指示) 監査対象会社の状況に符合した監査手続書を作成・利用していますか。	基32(21、22)			
18	(監査調書の査閲) 監査責任者及び監督機能を有する補助者は、補助者の作成した監査調書を査閲し、査閲者のサイン等と査閲日を記録していますか。	基32(21、25、27)			
19	(監査調書の整備) 体系的な監査調書番号を設定し、各監査調書へ所定の監査調書番号を付与するとともに、監査手続を実施した者及びその完了日を記録していますか。	基36(21)			
20	(監査調書の保管) 機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するように監査調書を管理し、保存(監査調書の保存期間の設定を含む。)していますか。	品1(81、86)			
21	(継続企業の前提に関する監査人の検討) 監査計画の策定に際して、経営者への質問、分析的手続等により、監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」第4項の例示を参考にして、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在するか否かについて検討していますか。	基22(8)			
22	(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が識別された場合の対応) 経営者の評価が適切であるかどうかを検討していますか。	基22(11～14)			
23	(監査結果の取りまとめ) 監査意見表明に当たって、財務諸表における項目の金額、小計額又は合計額と適宜関連付けて未訂正の発見した虚偽の表示を集計していますか。	基5(13)			
24	(財務諸表等の表示及び開示) 有価証券報告書に含まれる個別財務諸表、連結財務諸表の表示の妥当性を、最新の財務諸表等規則等に基づくチェックリストを利用する等の方法により検討していますか。 (参考)東京会「有価証券報告書」に関するチェックリスト 同「半期報告書」に関するチェックリスト 同「会社法計算書類等」に関するチェックリスト				
25	(監査報告書) 監査報告書は、文例を参考にして適切に作成していますか。	委75			
26	(経営者確認書の日付) 監査報告書と同日付で入手していますか。	基3(5)			
27	(経営者確認書の記載事項) 確認項目は網羅的に記載され、以下の項目が含まれていますか。	基3(6、7) 基34(15)			



質問項目	関係規定等	回答欄			
		YES	NO	N/A	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象となる財務諸表に係る事項 ・ 監査手続上の制約に係る事項 ・ 財務諸表に重要な影響を及ぼす事項 ・ 財務諸表の開示の網羅性に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨 関連当事者との取引は適切に計上し注記している旨 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要なデリバティブ取引はない旨 ・ 監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示に係る事項 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 重要な会計方針の変更がある場合には、その旨及び理由 					
28	(関連当事者等との取引等) 経営者等から提供された、すべての既知の関連当事者の名称を識別した資料を検討し、当該情報の網羅性に関する監査手続を実施していますか。	基34(6)			
29	(後発事象) 後発事象に係る情報入手し検討していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算日後に開催された株主総会、取締役会及び常務会等の重要な会議の議事録の閲覧 ・ 重要な後発事象を漏れなく認識するために経営者が実施した諸手続及び実施結果の検討 ・ 後発事象の発生の有無に関する記載を含む経営者確認書の入手 ・ 利用可能な最新の経営管理資料(予算、資金計画等)の閲覧、分析 ・ 決算日後の会計記録(月次試算表等)の内容の検討 ・ 財務・経理担当役員等に対する後発事象の発生の有無に関する質問 	委76(6)			
30	(弁護士確認の実施) 法律的専門家の見解を入手する必要がある場合、弁護士への確認を実施していますか。	委73(5、6)			
31	(金融商品取引法(証券取引法)監査報告書日付現在における訴訟事件等への対応) 弁護士への確認を行っている場合、金融商品取引法(証券取引法)監査報告書日付現在における訴訟事件等へ適切に対応していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な基準日を設定して、改めて確認状を発送する。 ・ 確認状に確認対象事項の変動状況に関する弁護士からの追加的情報提供の依頼文を挿入する。 	委73(8、付録)			
32	(確認状の発送と回収) 確認先の選定、確認状の作成、発送及び返信の回収について自らコントロールしていますか。	基19(21)			
33	(積極的確認に回答がない場合の対応、確認差異) 積極的確認に対する回答がない場合(回答未記入の場合を含む。)の代替手続及び確認差異の差異調整が、監査意見表明前までに終了するように実施していますか。	基19(22、23、25、26)			
34	(貸借対照表日前の確認) 実証手続として、期末日前の一定の時期を確認基準日として残高確認を実施している場合に、確認基準日で得られた監査上の結論を期末日まで延長して適用するためのロール・フォワード手続を実施していますか。	基19(28)			



質問項目		関係規定等	回答欄		
			YES	NO	N/A
35	(会計上の見積りの監査) 会計上の見積りの合理性を判断するために、見積りの基礎となる仮定の適切性、情報の適切性及び計算の正確性の検討、過年度の会計上の見積りと実績との比較、会社の承認手続の検討、監査人が自ら会計上の見積りを実施し、経営者が行った見積りとの比較によるその差異の内容の検討及び決算日後の取引及び事象の検討等を実施していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留債権の評価(債権区分、貸倒見積高の妥当性) ・ 滞留在庫の評価(正味実現可能価額の妥当性) ・ 有価証券の評価(時価、実質価額の妥当性) ・ 繰延税金資産の評価(監査委員会報告第66号に準拠した会社区分、将来加減算一時差異のスケジューリングの妥当性) ・ 固定資産の減損会計(グルーピング、減損の兆候の判定、減損損失の認識・測定)の妥当性) ・ 退職給付会計(割引率、期待運用収益率の妥当性) ・ その他 	基13(9～19)			
36	(連結の範囲及び持分法の適用範囲の検討) 連結の範囲及び持分法の適用範囲を検討していますか。				
37	(連結子会社等の監査手続) 重要な子会社及び関連会社の財務諸表の信頼性を検討していますか。				
38	(連結仕訳) 資本連結、債権債務の相殺消去、取引高の相殺消去、未実現損益の消去等の連結仕訳の妥当性を検討していますか。				
39	(文書化) 業務の実施に関する事項を適切に文書化していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査手続、その実施の時期及び範囲 ・ 監査手続を実施した結果及び入手した監査証拠 ・ 重要な事項及び到達した結論 	基36(8)			
F. 監査業務に係る審査					
40	(審査の実施対象) すべての監査業務を審査の対象としていますか。	品1(63)			
41	(審査の実施時期) 監査業務に係る審査を適時に実施していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画(計画策定時・変更時速やかに) ・ 中間監査における意見(中間監査報告書提出日前) ・ 会社法監査における意見(監査報告書提出日前) ・ 金融商品取引法(証券取引法)監査における意見(監査報告書提出日前) 	基32(36)			
42	(審査担当者の適格性) 審査の実施に必要な知識、経験、能力等を有する者を審査担当者として選任していますか。	品1(71)			
43	(審査担当者の客観性) 審査担当者は、監査対象会社、監査対象会社の親会社又は連結子会社の監査を実施していませんか。	品1(73)			
44	(審査資料) 以下の資料を審査対象としていますか。	基32(37～39)			



質問項目		関係規定等	回答欄		
			YES	NO	N/A
	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明の対象となる計算書類(案)、財務諸表(案) 監査報告書(案) 監査計画書(特に当該期における重要事項、特別な留意事項) 監査結果説明資料(監査実施概要、過年度と比較した場合の重要事項、検出事項の要約を含む。) 監査実施者が行った重要な判断や監査意見を裏付けるものとして審査担当者が必要と認めた監査調査書 				
45	(審査結果) 審査結果を明確に記録していますか。 <ul style="list-style-type: none"> 審査実施者(署名) 審査実施日 審査の結論 	品1(65)(77)			
G. 品質管理のシステムの監視					
46	(日常的監視) 品質管理のシステムの日常的監視を実施していますか。	品1(93)			
47	(監査業務の定期的な検証) 監査業務の実施及び監査業務に係る審査に関与しない者による監査業務の定期的な検証を実施していますか。 (参考)中小監査事務所等施策調査会研究資料第2号「監査業務の定期的検証チェックリスト」	品1(94)			
48	(文書化) 日常的監視及び定期的な検証に関する事項を適切に文書化していますか。	品1(104)			
H. 監査事務所間の引継					
49	(監査人の交代) 監査基準委員会報告書第33号「監査人の交代」に準拠した手続を実施していますか。	品1(110)			
I. 共同監査					
50	(共同監査協定書) 日本公認会計士協会が公表した「共同監査協定書のひな型」又はそれに準ずる様式を利用して、共同監査協定書を作成していますか。	品1(113)			

- 法 : 公認会計士法
- 利府 : 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令
- 研府 : 公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令
- 会 : 会則
- 倫 : 倫理規則
- 継規 : 継続的専門研修制度に関する規則
- 指針 : 独立性に関する概念的枠組み適用指針
- 品 : 品質管理基準委員会報告書
- 基 : 監査基準委員会報告書
- 委 : 監査・保証実務委員会報告(監査委員会報告)
- 倫委 : 倫理委員会報告